

(参考) 類似の他法令の規制的措置等

※網羅的ではない

A : 行為規制パターン

< 荷役関係 >

- 労働基準法、年少者労働基準規則
- 陸上輸送の契約に関する法律 (座長指摘のスペインの法律 機械翻訳)

< 管理責任者の選任関係 >

- 鉄道事業法
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律

< 多重下請構造関係 >

- 建設業法
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- 下請代金支払遅延等防止法

< 契約条件の明確化関係 >

- 内航海運業法
- 建設業法
- 下請代金支払遅延等防止法

B. 目標策定・報告義務パターン

- エネルギーの使用の合理化等に関する法律

C. 自主的努力 (ガイドライン) パターン

D. その他振興的措置パターン

- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

<荷役・荷待ち関係>

○陸上輸送の契約に関する法律（抄）（スペイン法の機械翻訳）

（Ley 15/2009, de 11 de noviembre, del contrato de transporte terrestre de mercancías.）

第4条 対象者

1. 荷送人（cargador）とは、自己の名において運送の履行を契約し、運送人が運送の履行を請け負う者をいいます。
2. 運送人とは、自己の名において運送を行う義務を負う者をいい、自己の手段により行うか、他の者に行わせるよう契約するかを問わないものとします。
3. 荷受人とは、運送人が仕向地で商品を引き渡さなければならない人です。
4. 荷送人（expedidor）とは、荷送人（cargador）に代わって、貨物の受取場所で運送人に貨物を引き渡す第三者をいいます。

第20条 荷役を行う義務を負う者

1. 車両への貨物の積み込み及び荷降ろしは、運送人が明示的に引き受けた場合を除き、荷送人（cargador）及び荷受人（expedidor）のそれぞれの責任で行わなければならない。ただし、荷積みのために実際に車両が提示される前に、運送料金の追加料金の支払を条件として運送人に対応することが書面で合意された場合は、この限りでありません。書面による合意がない場合、合意はなかったものとみなされます。荷役作業を運送人が行う場合、合意された対価を運送料金とは別に請求書に記載するものとします。
2. 荷送人及び荷受人は、前項の規定により自己の責任において行う業務に起因する損害の結果を負担するものとします。ただし、荷送人が運送人の指示に従いその作業を行った場合、不適切な収納による貨物の損害については、運送人が責任を負うものとします。
3. 前各項の規定にかかわらず、使用する車両に搭載された機械又は工具以外のいかなる補助もなしに一人で容易に取り扱うことができる少数の荷物からなる貨物の委託の集配を伴う小包サービス及びその他類似のサービスの場合、積み込み及び取卸しの作業は、別段の合意がない限り、運送人の負担とします。このクラスのサービスでは、貨物の積み込み及び積み下ろしは、いかなる場合にも、運送人の責任とします。運送人は、自己の責任において遂行する業務において生じた損害の結果を負担するものとします。
4. 本条項の規定は、特定の種類の運送に関する規則に別段の定めがある場合には、適用されません。

第22条 待機

1. 荷物の積み下ろしが完了するまで、車両が1時間以上待機した場合、運送人は荷主（cargador）に対して停止補償を請求することができます。
2. 当該期間は、契約条件に従い、車両が積込または積卸に供された時点から起算されます。
3. この場合、より高い補償が明示的に合意されていない限り、荷積み・荷降ろし作業を含む運送人の責めに帰さない理由による車両の停止は、最初の1時間は考慮されず、この概念のために1日に10時間を超えてカウントされないで、1時間またはその端数ごとに公共多重効用収入指標／日に2を乗じた金額に相当する補償を生じます。車両の停止が1日を超える場合、2日目は、1日目に表示された金額に25%を加算した金額を補償するものとします。車両の停止が2日を超える場合、3日目以降は1日目に表示された金額に50%を加算した金額で補償される。

第38条 燃料価格の変動に伴う道路運送料金の改定

1. 道路運送事業において、契約の締結の日から運送の時点までの間に燃料の価格が変動した場合、運送人及び支払義務者は、場合により、当初合意した価格を、行政が道路による物品運送の契約の対応する一般条件においてその都度定める基準又は計算式を適用した結果として生じる金額分だけ引き上げ又は引き下げなければならない。当初合意した価格に対する変動は、この調整を反映する別の方法が契約に明示的に記載されていない限り、項目別に請求書に反映されるものとします。これらの基準又は算定式は、燃料項目が商品車両のコスト構造に与える影響に基づくものでなければならない。
2. 前項の規定は、燃料の価格が5パーセント以上の変動をしたことを条件とします。ただし、契約締結前又は契約締結と同時に、これより低い基準について書面により明示的に合意した場合はこの限りではありません。継続的な輸送契約においては、上記の基準又は公式の適用により決定された増額又は減額は、より少ない周期で別途合意されない限り、当初合意した価格に対して、四半期ごとに自動的に適用されるものとします。
3. 本条の規定に反する契約は、無効とみなされるものとします。

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

（危険有害業務の就業制限）

第六十二条 使用者は、満十八才に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

2・3 （略）

○年少者労働基準規則（昭和二十九年労働省令第十三号）（抄）  
（重量物を取り扱う業務）

第七条 法第六十二条第一項の厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務は、次の表の上欄に掲げる年齢及び性の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務とする。

年齢及び性		重量（単位キログラム）	
		断続作業の場合	継続作業の場合
満十六歳未満	女	十二	八
	男	十五	十
満十六歳以上満十八歳未満	女	二十五	十五
	男	三十	二十

<管理責任者の選任関係>

○鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）  
（安全管理規程等）

第十八条の三 鉄道事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために鉄道事業者が遵守すべき次に掲げる事項（第三種鉄道事業者にあつては、第五号に係るものを除く。）に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
- 四 安全統括管理者（鉄道事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項
- 五 運転管理者（鉄道運送事業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、列車の運行の管理、運転士及び車掌の資質の保持その他の運転に関するものを行わせるため、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該鉄道事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 鉄道事業者は、安全統括管理者及び運転管理者（第三種鉄道事業者にあつては、安全統括管理者）を選任しなければならない。

5 鉄道事業者は、安全統括管理者又は運転管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 鉄道事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運転管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運転管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、鉄道事業者に対し、当該安全統括管理者又は運転管理者を解任すべきことを命ずることができる。

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）  
（エネルギー管理統括者）

第八条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第十五条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者（以下この条及び次条第一項において「エネルギー管理統括者」という。）を選任しなければならない。

2 エネルギー管理統括者は、特定事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理統括者の選任又は解任について

経済産業大臣に届け出なければならない。

(エネルギー管理企画推進者)

第九条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者（以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。）を選任しなければならない。

- 一 経済産業大臣又はその指定する者（以下「指定講習機関」という。）が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者
  - 二 エネルギー管理士免状（第五十一条に規定するエネルギー管理士免状をいう。以下この節において同じ。）の交付を受けている者
- 2 特定事業者は、前項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理企画推進者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。
- 3 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

<多重下請関係>

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

(一括下請負の禁止)

第二十二条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3・4 (略)

(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

第二十四条の八 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

二 (略)

三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

四 (略)

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、

若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 (略)

(不公正な取引方法の禁止)

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

○下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）（抄）

(親事業者の遵守事項)

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

- 一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。
  - 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
  - 四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
  - 六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
  - 七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。
- 2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。
  - 二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。
  - 三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

<契約条件の明確化関係>

○内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）（抄）

(書面の交付)

第九条 内航海運業者は、内航海運業に係る業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該契約の相手方に対し、提供する役務の対価その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 2 内航海運業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該内航海運業者は、当該書面を交付したものとみなす。

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- 五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

- 六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
  - 七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
  - 八 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
  - 九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
  - 十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
  - 十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの際の時期
  - 十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
  - 十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
  - 十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
  - 十五 契約に関する紛争の解決方法
  - 十六 その他国土交通省令で定める事項
- 2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

○下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）（抄）  
（書面の交付等）

- 第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。
- 2 親事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

## B. 計画作成・報告義務パターン

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）  
（荷主の判断の基準となるべき事項等）

- 第一百七条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、前条第一項第一号及び第二号に掲げる措置並びに当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、荷主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。
- 2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、荷主による貨物輸送事業者に行わせる電気を使用した貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、前条第一項第三号に掲げる事項その他当該荷主が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとする。
- 3 第九十九条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項及び前項に規定する指針に準用する。  
（指導及び助言）
- 第一百八条 主務大臣は、荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施又は電気の需要の平準化に資する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、荷主に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勧告して、第百六条第一項第一号及び第二号に掲げる措置の実施について必要な指導及び助言をし、又は電気を使用した貨物の輸送を行わせる荷主に対し、前条第二項に規定する指針を勧告して、第百六条第一項第三号に掲げる措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(中長期的な計画の作成)

第百十条 特定荷主は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、第一百七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第百十一条 特定荷主は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況（当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令（貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

(勧告及び命令)

第百十二条 主務大臣は、特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第一百七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主に対し、同条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定荷主がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定荷主が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定荷主に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

## C. 自主的努力（ガイドライン）パターン

## D. その他振興的措置パターン

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 流通業務総合効率化事業 二以上の者が連携して、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図るとともに、輸送網の集約、効率性の高い輸送手段の選択、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であつて、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものをいう。

三～十七 (略)

(総合効率化計画の認定)

第四条 流通業務総合効率化事業を実施しようとする者（当該流通業務総合効率化事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「総合効率化事業者」という。）は、共同して、その実施しようとする流通業務総合効率化事業についての計画（以下「総合効率化計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その総合効率化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2～14 (略)

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による流通業務総合効率化事業の推進)

第二十条の二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、流通業務総合効率化事業を推進するため、次の業務を行う。

一 認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 前号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

2 機構は、前項第一号に掲げる業務を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。